瀬戸内市共同募金委員会

赤い羽根☆まちづくり・福祉活動助成事業　実施要綱

（目的）

第１条　瀬戸内市共同募金委員会（以下「委員会」という。）が瀬戸内市内でまちづくりや福祉分野で活動する団体等に対し、共同募金を財源とした助成を行うことでその活動を支援し、まちの活性化と市民生活の向上に寄与するとともに、共同募金への理解と協力を推進することを目的とする。

（対象団体等）

第２条　助成の対象団体等は次のとおりとする。

（１）地域の居場所づくりに関する取り組みをしている団体

（２）ボランティア活動団体

（３）防災・防犯、治安力を高める活動をしている団体

　（４）地域の活性化につながる行事又は事業を実施している団体

　（５）その他、活動効果が期待される地域福祉活動団体

２　前項に定めるものの他、助成を受けようとする団体は次の要件を全て満たすものとする。

　（１）瀬戸内市内に活動の拠点を置いていること

　（２）原則１年以上の活動実績があり、継続した活動が見込めること

但し、活動実績が１年未満でも、地域に貢献できる事業で、計画・活動内容が明確である場合は認めることがある。

　（３）法人格の有無は問わないが、団体の規約類・会計処理体制が整っていること

（対象事業）

第３条　助成の対象となる事業は次のとおりとする。

　（１）団体等の通常の活動を拡充する新たな取り組み

　（２）活動充実のための備品・資機材等の修繕または購入

　（３）その他会の目的達成のために必要な事業等で委員会の会長（以下「会長」という。」）が特に

必要と認めたもの

２　次に掲げるものについては助成の対象としない。

　（１）会員・構成員の親睦にかかる経費

　（２）会食など、飲食を主目的としたものにかかる経費

　（３）事務所費・光熱水費・定例会議費など団体の経常経費にあたるもの

　（４）同一の目的（事業・活動）で他の助成金・補助金等を受けているもの

　（５）前年度に助成を受けている場合

（助成金額）

第４条　助成金の上限は１０万円とする。

（助成期間）

第５条　助成期間は単年度内とし、助成対象となる活動は、助成金交付決定日の属する年度の２月末日までに行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、実施しようとする事業等が特別な事情により複数年度にわたる場合はこの限りではない。

（申請手続）

第６条　助成を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、委員会の指定する申請書類（様式１）により、会長宛てに提出するものとする。

（助成審査）

第７条　委員会は助成金の申請をとりまとめた後、委員会の会議において審査を行い、助成の可否及び助成金額を決定する。

２　審査の結果は決定通知書（様式２）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第８条　助成の決定を受けた申請者は、委員会の指定する交付請求書（様式３）により、会長宛てに交付請求をするものとする。

２　委員会は、申請者からの交付請求に基づき、助成金を交付する。

（助成の明示他）

第９条　申請者は助成を受けた事業等の実施にあたり、「赤い羽根☆まちづくり・福祉活動助成」の文言を明示するものとする。

２　委員会は助成を行った内容について、共同募金寄付者への理解促進のため、広報等により情報提供を行うことができる。

（完了報告）

第10条　申請者は、事業が完了した後速やかに、委員会の指定する完了報告書類（様式４）により会長宛てに完了報告をするものとする。

（助成金の返還）

第11条　会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、その全部または、一部の返還を命ずることができる。

　（１）助成金の交付の申請について不正の事実があったとき

　（２）助成金を助成の目的以外に使用した事実があったとき

　（３）助成を行った活動を中止したとき

　（４）助成を行った活動を遂行する見込みがなくなったと認めたとき

　（５）実際の活動費総額に対し、既にその額を超える助成金が交付されているとき

　（６）その他、この要綱に違反したと認めたとき

付　則

この要綱は、平成２３年　９月　９日　から施行する。

この要綱は、平成２４年　６月２１日　から施行する。

この要綱は、平成２９年　７月　５日　から施行する。

この要綱は、令和　２年　２月１８日　から施行する。

この要綱は、令和　6年　4月　1日　から施行する。

（様式１－①）

令和　　年　　月　　日

瀬戸内市共同募金委員会

会 長　小幡　一史　　様

令和6年度　赤い羽根☆まちづくり・福祉活動助成事業　申請書

申請団体名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　このたび下記の内容で助成を受けたいので申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| １．助成金により実施する内容  　　及び期待される効果 |  |
| ２．実施予定年月日 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 |
| ３．希望する助成金の額 | 円（※上限１０万円） |
| ４．添付書類 | ※添付したものに☑を入れてください  □　団体概要書（様式１－②）  　□　収支計画書（様式１－③）  □　規約・会則等  　□　活動概要の分かる書類（活動報告書等）  　□　財務状況の分かる書類（会計報告書等）  　□　実施する事業・行事等の内容が分かる書類  □　カタログ・見積書  　□　その他（　　　　　　　　　　　　　） |

（様式１－②）

赤い羽根☆まちづくり・福祉活動助成事業

団　体　概　要　書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 団体または  グループ名 | ﾌﾘｶﾞﾅ | | |
|  | | |
| 代表者氏名  連　絡　先 | ﾌﾘｶﾞﾅ | | 役職名 |
| 印 | |
| 〒  　瀬戸内市  ☎（　　　　）　　　－ | | |
| 設立年月日 | 昭和・平成・令和　　　年　　　月　　　日 | | |
| 会員数 | 名 | | |
| ※１  主な活動内容 |  | | |
| ※２  財源の状況  今年度予算額  もしくは  前年度決算額 | 収　入　　　　　　　　　　　　　円 | 支　出　　　　　　　　　　　　　円 | |
| （収入内訳）  ・会　費　　　　　　　　　　　円  　・補助金等　　　　　　　　　　円  　・その他　　　　　　　　　　　円 | （支出内訳）  　・　　　　　　　　　　　　　　円  　・　　　　　　　　　　　　　　円  　・　　　　　　　　　　　　　　円  　・　　　　　　　　　　　　　　円  　・　　　　　　　　　　　　　　円  　・　　　　　　　　　　　　　　円 | |
| ※補助金等がある場合、その相手方 |

※１及び※２については、『活動報告書類』・『会計報告書類』の添付がある場合、記入不要です

（様式１－③）

赤い羽根☆まちづくり・福祉活動助成事業

収　支　計　画　書

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 収入の部 | | 支出の部 | |
| （項　目）  助成金  自己資金  その他収入 | （金額：円）  円  円  円 | （項　目） | （金額：円） |
| 合　　計 | 円 | 合　　計 | 円 |

！申請者の方へ（必ずお読みください）

・審査の結果によっては、希望される申請額より減額となる場合がありますので

あらかじめご了承ください。

・減額となった場合に自己資金で補うことのできる範囲で申請を行ってください。